

証券コード:5702

第97回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月21日(金曜日)
午前10時

開催場所

大阪市北区中之島5丁目3番68号
リーガロイヤルホテル2階「ペリドット」

目次

第97回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役1名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
事業報告	19
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告書	43

証券コード 5702
2024年6月4日
(電子提供措置の開始日2024年5月30日)

株 主 各 位

大阪府大阪市北区中之島三丁目6番32号
株式会社 大紀アルミニウム工業所
代 表 取 締 役 林 繁 典
社 長 執 行 役 員

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第97回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.dik-net.com/ir/meeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区中之島5丁目3番68号
リーガロイヤルホテル2階「ペリドット」

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第97期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

当日ご出席いただける場合

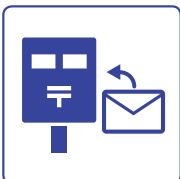


株主総会日時

2024年6月21日（金曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限

2024年6月20日（木曜日）午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2024年6月20日（木曜日）午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

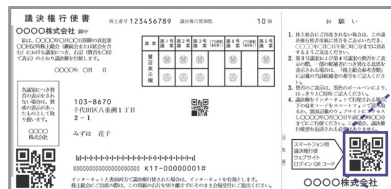
機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

「スマート行使」によるご行使

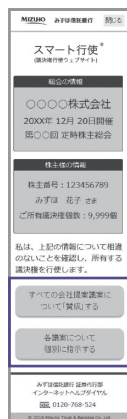
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

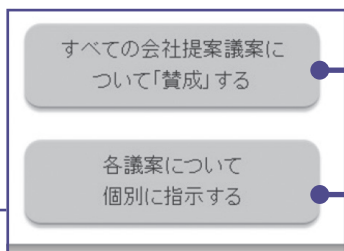
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使方法を選ぶ



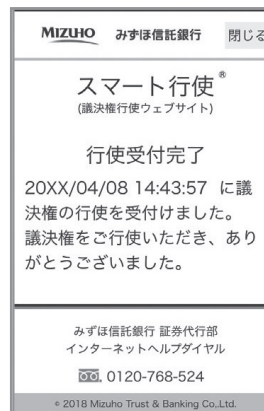
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



3 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください

*** 議決権行使ウェブサイト ***

- 本サイトのご利用にあたってはご登録ください。ご登録いただいた場合は、【次へすむ】ボタンよりご利用ください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

次へすむ

【情報と通知電子メールメニュー】

- 画面と通知電子メールの登録/お申し込みはこちら
- メールアドレスの登録はこちら
- 登録メールアドレスの変更または中止はこちら

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



■「次へすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
(電子メールにより自動的に通知と受領された場合、
当該電子メール内容に記載されています)

議決権行使コード:

次へ **閉じる**

■「議決権行使コード」*を入力し、【次へ】をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください

*** パスワード変更 ***

- パスワードを変更してください。
- 議決権行使書用紙に記載のパスワードと新しいパスワード(2回)を入力し、【登録】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードをご利用される場合、右のリンクをクリックしてください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

ご使用になる新しいパスワード:
(確認のためもう一度)

※8文字の半角英数字のみ入力可能です。
※セキュリティ上の観点から、電話や画面でのご通知は
一切いたしませんので、新しいパスワードは忘れずに必ず、よくご注意ください。

登録

■「初期パスワード」*を入力し、実際にご使用になる**新しいパスワード**を設定してください

■「登録」をクリック

※「議決権行使コード」「初期パスワード」は、お手元の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

※インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎0120-768-524 (受付時間：年末年始を除く午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、当社グループを取り巻く経営環境等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金20円

総額 810,232,480円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役の員数変更

今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、コーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第21条の取締役の員数を8名以内から10名以内に変更するものであります。

(2) 取締役及び監査役の責任免除新設

取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を新設するものであります。

なお、変更案第26条（取締役の責任免除）第1項の新設については、各監査役の同意を得ております。

(3) 非業務執行取締役及び監査役の責任限定契約

上記（2）同様の目的により、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することができるよう変更するものであります。

なお、変更案第26条（取締役の責任免除）第2項の変更については、各監査役の同意を得ております。

(4) その他

上記変更のほか、当社における手続き等の明確化、会社法との整合性の確保、条項の整理を目的とする変更、条数及び表現の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条 本会社の商号は株式会社大紀アルミニウム工業所と称する。英文では、DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY CO.,LTD. と表示する。 (目的) 第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>アルミニウムおよびその合金再生塊、鍛造品、鍛造品、圧延製品の製造加工ならびに売買</u> 2. <u>銅、亜鉛等の非鉄金属地金の製造加工ならびに売買</u> 3. <u>アルミニウム、銅、亜鉛等の非鉄金属屑の加工ならびに売買</u> 4. <u>アルミニウム、銅、亜鉛、鉄等の金属の再生ならびに再利用</u> 5. <u>金物製品の製作加工ならびに売買</u> 6. <u>工業炉および関連設備、機器の設計、製作、販売ならびに補修</u> 7. <u>タイル、れんが、ブロック工事</u> 8. <u>機械器具設置工事</u> 9. <u>熔剤等の製造ならびに販売</u> 10. <u>前各号に付帯する一切の事業</u> (所在地) 第3条 本会社は本店を大阪府大阪市に置く。 (機関) 第4条 本会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> (公告方法) 第5条 本会社の公告は電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	第1章 総則 (商号) 第1条 当会社の商号は、株式会社大紀アルミニウム工業所と称し、英文では、DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY CO.,LTD. と表示する。 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>アルミニウムおよびその合金再生塊、鍛造品、鍛造品、圧延製品の製造加工および売買</u> (2) <u>銅、亜鉛等の非鉄金属地金の製造加工および売買</u> (3) <u>アルミニウム、銅、亜鉛等の非鉄金属屑の加工および売買</u> (4) <u>アルミニウム、銅、亜鉛、鉄等の金属の再生および再利用</u> (5) <u>金物製品の製作加工および売買</u> (6) <u>工業炉および関連設備、機器の設計、製作、販売および補修</u> (7) <u>タイル、れんが、ブロック工事</u> (8) <u>機械器具設置工事</u> (9) <u>熔剤等の製造および販売</u> (10) <u>前各号に付帯する一切の事業</u> (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。 (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> (公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、<u>16,000</u>万株とする。 (自己の株式の取得) 第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 (単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は100株とする。 (単元未満株式についての権利) 第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株式取扱規則) 第10条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 (株主名簿管理人) 第11条 本会社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>160,000,000</u>株とする。 (自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 (単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。 (単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株式取扱規則) 第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 (株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (株主総会の種類) 第12条 株主総会は定時株主総会および臨時株主総会の2種とする。 (株主総会開催の時期) 第13条 定時株主総会は<u>毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。</u> <u>臨時株主総会は必要が生じたとき開催する。</u> (定時株主総会の基準日) 第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 (株主総会の招集権者) 第15条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもって社長が招集する。 社長に事故があるときは副社長または取締役会の定めた順序により他の取締役が代行する。 (株主総会の議長) 第16条 株主総会の議長は社長がこれにあたる。 社長に欠員またはさしつかえがあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が代行する。 (電子提供措置等) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (決議の方法) 第18条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合のほか出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	第3章 株主総会 (削除) (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに臨時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもって社長がこれを招集し、議長となる。 2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (削除) (電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
(議決権の代理行使) <u>第 1 9 条</u> 株主が代理人に委任してその議決権を行使しようとする場合はその代理人は本会社の議決権を有する株主 1 名であることを要する。 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。 (議事録) <u>第 2 0 条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し議長ならびに出席した取締役は記名なつ印するものとする。 第 4 章 取締役および取締役会 (員数) <u>第 2 1 条</u> 本会社の取締役は<u>8</u>名以内とする。 (選任) <u>第 2 2 条</u> 取締役は株主総会において選任する。 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は累積投票によらない。 (任期) <u>第 2 3 条</u> 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員により選任された取締役の任期は<u>他の</u>在任取締役の任期の満了する時までとする。 (代表取締役) <u>第 2 4 条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (役付取締役) <u>第 2 5 条</u> 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名を選定することができるものとする。	(議決権の代理行使) <u>第 1 7 条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 <u>2</u> 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 (削除) 第 4 章 取締役および取締役会 (員数) <u>第 1 8 条</u> 当会社の取締役は、<u>1 0</u>名以内とする。 (選任方法) <u>第 1 9 条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 <u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3</u> 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u> (任期) <u>第 2 0 条</u> 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2</u> 増員または補欠により選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) <u>第 2 1 条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 <u>2</u> 取締役会は、その決議によって取締役会長を選定することができる。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集) 第27条 取締役会を招集するには各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、取締役および監査役の全員の同意があるときはその期間を短縮し、または招集の手続を経ないでこれを開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(取締役会決議の省略) 第28条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が当該提案について異議を述べなかった時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。	2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第23条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が当該提案について異議を述べなかった時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役は記名なつ印するものとする。	(削除)
(取締役会規則) 第31条 取締役会に関する事項は法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	(取締役会規則) 第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
(社外取締役との責任限定契約) 第33条 (新設) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

現 行 定 款	変 更 案
(顧問および相談役) 第32条 <u>取締役会はその決議をもって顧問および相談役を置くことができる。</u> (執行役員及び役付執行役員) 第26条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u> <u>取締役会は、その決議によって社長執行役員1名、副社長執行役員、専務執行役員、その他役付執行役員若干名を選定することができるものとする。</u> 第5章 監査役および監査役会 (員数) 第34条 <u>本会社の監査役は4名以内とする。</u> <u>そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない。</u> (選任) 第35条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u> <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期) 第36条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤監査役) 第37条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集) 第38条 <u>監査役会を招集するには各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、監査役全員の同意があるときはその期間を短縮し、または招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</u>	(削除) (執行役員および役付執行役員) 第27条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u> <u>2 取締役会は、その決議によって社長執行役員1名、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員およびその他役付執行役員若干名を選定することができるものとする。</u> 第5章 監査役および監査役会 (員数) 第28条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u> (選任方法) 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) 第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した監査役は記名なつ印するものとする。 (監査役会規則) 第41条 監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。 (監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (社外監査役との責任限定契約) 第42条 (新設) 本公司は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。 第6章 計算 (事業年度) 第43条 本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第44条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (中間配当金) 第45条 本公司は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。 (剰余金の配当の除斥期間) 第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本公司はその支払義務を免れる。	(削除) (監査役会規則) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。 (監査役の報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除) 第35条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u> 第6章 計算 (事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を<u>する</u>ことができる。 (配当金の除斥期間) 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、<u>当社は</u>その支払義務を免れる。

第3号議案 取締役1名選任の件

経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
新任 もん たに まさ お 門 谷 正 雄 (1965年1月13日)	1987年 4 月 当社入社 2008年 9 月 ダイキアルミニウムインダストリー(タイランド)社長 2013年 6 月 当社取締役ダイキアルミニウムインダストリー(タイランド)社長 2016年 6 月 当社取締役ダイキアルミニウムインダストリーインドネシア社長兼ダイキアルミニウムインダストリー(タイランド)社長 2019年 6 月 当社執行役員ダイキアルミニウムインダストリーインドネシア社長 2020年 6 月 当社常務執行役員ダイキアルミニウムインダストリーインドネシア社長 現在に至る	18,815株

【取締役候補者とした理由】

上記に記載のとおり、海外に常駐し、当社グループの海外連結子会社を統括してきた実績と豊富な業務経験を有しており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。
- 候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
3. 候補者の所有する当社の株式の数には、大紀アルミ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

(ご参考)

取締役のスキルマトリックス

第3号議案が原案のとおり承認可決され、本定時株主総会終了後の取締役会で承認された場合の取締役のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。なお、各氏の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏 名	担当及び重要な兼職の状況	ス キ ル							独立性 (社外のみ)
		企業経営 経営戦略	業界の知見	技術・ イノベーション	リスク管理 コンプライアンス 内部統制	財務会計	グローバル	ESG 社会貢献	
山本 隆章	代表取締役会長	●	●		●	●	●	●	
林 繁典	代表取締役社長 執行役員	●	●		●		●	●	
後藤 和示	取締役専務執行役員 海外事業室担当	●	●	●	●		●	●	
山岡 正男	取締役常務執行役員 テクニカルセンター長	●	●	●	●		●	●	
門谷 正雄	取締役常務執行役員 海外事業室長	●	●	●	●		●	●	
辰野 守彦	取締役				●		●	●	●
磯貝 英士	取締役				●	●		●	●
谷 謙二	取締役	●	●		●		●	●	●

第4号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 森川芳光氏が辞任され、監査役 谷敏夫氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者 高橋良多氏は、監査役 森川芳光氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、監査役 森川芳光氏の任期が満了する2026年6月開催予定の第99回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
1	新任 にし かわ まさ よし 西 川 正 義 (1964年2月18日)	1987年4月 当社入社 2008年5月 当社資材管理部資材管理課長 2017年3月 当社資材管理部資材管理課長兼監査室 2018年12月 当社監査室長 現在に至る	1,103株
【監査役候補者とした理由】 上記に記載のとおり、当社の監査室長として内部監査業務に携わり、内部統制やコンプライアンスに関する幅広い知見と豊富な実務経験を有していることから、今後は監査役として適切な職務の遂行が期待できるものと判断し、監査役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
2	新任 たか はし よし かず 高 橋 良 多 (1953年1月11日)	1976年 4 月 三菱商事株式会社入社 1991年 7 月 タイ国トリペッチイスズセールス社出向 2001年 6 月 ホンダカーズフィリピン社出向同社 副社長 2009年 2 月 関西ペイント株式会社入社 2013年 7 月 同社取締役常務執行役員国際本部長 2014年11月 同社取締役常務執行役員アセアン統括兼 Kansai Paint Asia Pacific CEO 2015年 7 月 同社常勤顧問アセアン統括兼Kansai Paint Asia Pacific CEO 2017年 6 月 同社非常勤顧問 2018年 4 月 当社顧問 2019年12月 当社ダイキ アルミニウムインダストリ ーインディア社長 2022年 1 月 当社顧問 2022年 7 月 経営コンサルタント 現在に至る	0株
【監査役候補者とした理由】 上記に記載のとおり、長年にわたるグローバルな海外事業に関する職責、及び当社の海外連結子会社 の社長を務めるなど企業経営の経験も有しており、それらを監査役として当社の監査に反映してい ただくことが期待できるものと判断し、監査役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高橋良多氏の選任が承認された場合は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は高橋良多氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。
候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 高橋良多氏は、過去10年の間に当社の海外連結子会社であるダイキアルミニウムインダストリーインディアの業務執行者であったことがあります。同氏のダイキアルミニウムインダストリーインディアにおける地位及び担当は、上記記載のとおりであります。
5. 候補者の所有する当社の株式の数には、大紀アルミニウム工業所従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価高による消費下押しに加え、足もとでは自動車認証不正問題や能登半島地震の影響もあり、景気はこのところ一部に足踏みもみられますが、緩やかに回復しつつあります。一方、世界経済においては引き締めの金融環境を背景に、緩やかな減速傾向が継続いたしました。

このような経済環境の下、主要需要先である国内の自動車関連市場では、半導体や部品供給不足の解消が進み国内自動車生産の復調傾向を受け、アルミ二次合金の需要は戻りつつあります。しかしながら、原料であるアルミスクラップの品薄感が意識され価格が高止まりする一方で、特に東南アジア向け部品輸出において力強さを欠いたことから、本格的な需要回復には至っておりません。

この結果、当社グループの連結売上高につきましては、前年同期と比べて製品販売価格及び販売数量が低下したこと等から、アルミニウム二次合金地金1,680億6千万円（前年同期比8.0%減）、商品・原料他946億1千1百万円（前年同期比4.7%増）で、これらを併せた売上高総額は2,626億7千1百万円（前年同期比3.8%減）となりました。

収益面につきましては、特に海外連結子会社において、高止まりしているスクラップ価格の影響により、原料価格と製品販売価格の価格差（スプレッド）が縮小したこと等から、営業利益46億1千9百万円（前年同期比66.4%減）、経常利益41億6千7百万円（前年同期比70.0%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は32億4千4百万円（前年同期比66.6%減）を計上することとなりました。

(企業集団の品目別販売実績)

品名	第 96 期 (2022.4.1～2023.3.31)		第 97 期 (当期) (2023.4.1～2024.3.31)		対 前 期 増減金額	対前期 比 率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率		
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
製 品	182,632	66.9	168,060	64.0	△14,572	△8.0
商品・原料他	90,400	33.1	94,611	36.0	4,210	4.7
合 計	273,033	100.0	262,671	100.0	△10,361	△3.8

(注) 構成比率、対前期比率は金額によっております。

(当社の品目別販売実績)

品 名			第 96 期 (2022.4.1～2023.3.31)			第 97 期 (当期) (2023.4.1～2024.3.31)			対 前 期 増減金額	対前期 比 率
			数 量	金 額	構成比率	数 量	金 額	構成比率		
製 品	アルミ合金 ダイカスト用	トン	149,978	百万円 52,811	% 33.2	152,423	百万円 52,624	% 34.9	百万円 △186	% △0.4
	鋳 物 用		38,965	15,357	9.7	39,595	14,672	9.7	△684	△4.5
	圧 延 用		30,796	9,058	5.7	23,040	5,656	3.8	△3,401	△37.6
	小 計		219,739	77,226	48.6	215,059	72,953	48.4	△4,272	△5.5
	商品 ・ 原料他		－	81,604	51.4	－	77,829	51.6	△3,774	△4.6
合 計			219,739	158,830	100.0	215,059	150,783	100.0	△8,047	△5.1

(注) 構成比率、対前期比率は金額によっております。

(2) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、総額45億4千4百万円となりました。その主なものは、株式会社聖心製作所の鋳造工場建屋新設及び当社グループ各社におけるコストダウンのための生産合理化への設備増強を実施したものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済では雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。世界経済においては、米国経済では雇用環境の底堅さを背景に景気後退を回避し、また、新興国経済でも底堅い成長が続く見通しです。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、加えて、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分留意する必要があります。

当アルミニウム二次合金業界におきましては、懸念される経済減速リスクは存在するものの、自動車生産の受注残消化、及び半導体不足の更なる解消や、各国の経済対策の効果等に伴い緩やかな景気回復による自動車生産の増加も見込まれております。

こうした中、引き続き需要に見合う効率的な生産、原材料の価格変動にも対応できうる購買体制を構築するなど、時代の変化に敏速に対応し、社業の発展に万全を期する所存であります。

また、当社グループでは2030年に目指すべき姿『DAIKI∞NEXT∞』に向け、2025年3月期から2027年3月期を対象期間とする第2次中期経営計画を新たに策定し、開始しております。

株主各位におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 94 期 (2020.4.1~2021.3.31)	第 95 期 (2021.4.1~2022.3.31)	第 96 期 (2022.4.1~2023.3.31)	第 97 期 (当期) (2023.4.1~2024.3.31)
売 上 高 (百万円)	139,194	236,056	273,033	262,671
経 常 利 益 (百万円)	9,046	20,665	13,890	4,167
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,142	14,880	9,726	3,244
1 株当たり当期純利益 (円)	151.67	367.40	240.09	80.10
総 資 産 (百万円)	97,567	141,616	133,215	138,679
純 資 産 (百万円)	43,785	58,505	68,370	72,062

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 九 州 ダ イ キ ア ル ミ	百万円 40	% 100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
株 式 会 社 ダ イ キ マ テ リ ア ル	300	100.0	非鉄金属のリサイクル及びアルミニウム屑の売買
東 京 ア ル ミ セ ン タ ー 株 式 会 社	10	100.0	アルミニウム屑の売買
株 式 会 社 北 海 道 ダ イ キ ア ル ミ	60	100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
ダイキ インターナショナルトレーディング コーポレーション	百万米ドル 2	100.0	アルミニウム地金及びアルミニウム屑の売買
ダイキアルミニウム インダストリー (タイランド)	百万バーツ 350	100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
セ イ シ ン (タイランド)	300	100.0	ダイカスト製品の製造販売
ダイキアルミニウム インダストリー インドネシア	百万ルピア 463,686	100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
ダイキアルミニウム インダストリー (マレーシア)	百万リンギット 17	100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
株 式 会 社 聖 心 製 作 所	百万円 300	99.7	ダイカスト製品の製造販売
ダイキアルミニウム インダストリー インディア	百万インドルピー 2,000	94.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
大 紀 (佛 山) 経 貿 有 限 公 司	百万元 20	90.0	アルミニウム二次合金地金の販売
ダイキ オーエム アルミニウム インダストリー (フィリピンズ)	百万米ドル 1	60.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売

(11) 主要な事業内容

アルミニウム二次合金地金（ダイカスト用・鋳物用・圧延用）の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。なお、溶解技術と経験を活かし、溶解炉及び関連設備・機器、溶解システム等の設計・製作・販売並びにその補修も行っております。

(12) 主要な拠点等

(当社)

本社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番32号（ダイビル本館15階）
東京支店 東京都千代田区神田東松下町14番地（東信神田ビル8階）
名古屋支店 愛知県安城市赤松町広久手15番地
福岡出張所 福岡県糟屋郡宇美町貴船三丁目8番1号
テクニカルセンター 三重県亀山市川崎町字山新田1483番地1
工場 亀山（三重県）・滋賀（滋賀県）・新城（愛知県）・結城（茨城県）・白河（福島県）
ロサンゼルス
駐在事務所 アメリカ合衆国 カリフォルニア州
ロシア代表事務所 ロシア連邦 モスクワ市
上海駐在事務所 中華人民共和国 上海市

(株式会社九州ダイキアルミ)

本社 福岡県糟屋郡宇美町貴船三丁目8番1号

(株式会社聖心製作所)

本社 滋賀県東近江市柴原南町字深谷1592番地1

(株式会社ダイキマテリアル)

本社 三重県亀山市川崎町字地藏僧1291番地1

大阪集荷センター 柏原（大阪府）

業務課 大阪（大阪府）

(東京アルミセンター株式会社)

本社 東京都江戸川区松江七丁目6番23号

支店 千葉（千葉県）

(株式会社北海道ダイキアルミ)

本社 北海道苫小牧市字柏原6番地276 苫小牧東部工業団地

支店 札幌（北海道）

(DAIKI INTERNATIONAL TRADING CORPORATION)

アメリカ合衆国 カリフォルニア州

(大紀（佛山）経貿有限公司)

中華人民共和国 佛山市

(DAIKI OM ALUMINIUM INDUSTRY (PHILIPPINES) ,INC.)

フィリピン カビテ州

(PT.DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY INDONESIA)

インドネシア カラワン県

(DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY (MALAYSIA) SDN.BHD.)

マレーシア セランゴール州

(DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY (THAILAND) CO.,LTD.)

タイ王国 チョンブリ県

(SEISHIN (THAILAND) CO.,LTD.)

タイ王国 チョンブリ県

(DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY INDIA PRIVATE LIMITED)

インド アンドラ・プラデシュ州

(13) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
全社（共通）	1,265名	44名増

（注）従業員数には、使用人兼務取締役、嘱託、出向者及び臨時雇は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社りそな銀行	8,713
株式会社三菱UFJ銀行	7,616
株式会社みずほ銀行	7,468
株式会社三井住友銀行	6,617
三井住友信託銀行株式会社	2,107

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 43,629,235株 (自己株3,117,611株を含む。)
- (3) 当期末株主数 14,678名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
有 限 会 社 山 本 エ ス テ ー ト	3, 4 8 0	8. 5
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	3, 0 0 8	7. 4
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	2, 4 3 1	6. 0
山 本 隆 章	2, 2 1 7	5. 4
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1, 9 0 4	4. 7
大 紀 ア ル ミ 得 意 先 持 株 会	1, 1 2 6	2. 7
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1, 1 0 0	2. 7
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1, 0 0 4	2. 4
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	1, 0 0 3	2. 4
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1, 0 0 2	2. 4

- (注) 1. 上記以外に自己株式を3,117,611株保有しております。
2. 持株比率は、自己株式 (3,117,611株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有

- ア. 取得株式
 - 普通株式 60株
 - 取得価額の総額 72,960円
- イ. 処分株式
 - 該当なし
- ウ. 失効手続きをした株式
 - 該当なし
- エ. 決算期における保有株式
 - 普通株式 3,117,611株
- オ. 第96回定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式
 - 該当なし

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

2009年8月10日開催の取締役会決議による新株予約権

ア. 新株予約権の数

772個

イ. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 772,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ. 新株予約権の払込金額

払込を要しない

エ. 新株予約権の行使価額

1株あたり 1円

オ. 新株予約権の行使期間

2009年10月1日から2039年9月30日まで

カ. 新株予約権の行使条件

(ア) 各新株予約権の1個の一部行使は認めない。

(イ) 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち、新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、対象者が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

キ. その他取得の条件

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 上記カ. に定める条件に該当しなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

ク. 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	616個	616,000株	2名

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 本 隆 章	
代表取締役社長執行役員	林 繁 典	
取締役専務執行役員	後 藤 和 示	海外事業室長
取締役常務執行役員	山 岡 正 男	テクニカルセンター長
取締役	辰 野 守 彦	弁護士
取締役	礪 貝 英 士	
取締役	谷 謙 二	日本冶金工業株式会社 社外取締役
常勤監査役	森 川 芳 光	
常勤監査役	谷 敏 夫	
監査役	野 澤 密 孝	
監査役	石 黒 訓	公認会計士 佐川急便株式会社 社外監査役 森下仁丹株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社ソフトウェア・サービス 社外取締役

- (注) 1. 取締役辰野守彦氏、礪貝英士氏及び谷謙二氏は社外取締役であります。
2. 監査役野澤密孝氏及び石黒訓氏は社外監査役であります。
3. 取締役辰野守彦氏、礪貝英士氏、谷謙二氏、監査役野澤密孝氏及び石黒訓氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役谷敏夫氏は、長年に亘り当社管理部長として経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 監査役石黒訓氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び国内・海外全ての子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、諸規程に基づき、世間水準、過去の実績、業績の動向及び経営内容を勘案し、役職やそれぞれの果たすべき役割・責任等に応じ決定することとしております。

報酬等の種類は、固定報酬である定期同額給与、業績連動報酬である業績連動給与によって構成（ただし、社外取締役は固定報酬のみ）されております。

また、決定方針の決定に当たっては、任意の報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、基本的にその答申を尊重し取締役会において決定することとしており、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、この手続きを経ることで決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬である定期同額給与のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額は2022年6月22日開催の第95回定時株主総会において年額500百万円以内（うち、社外取締役年額50百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第79回定時株主総会において年額45百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の人数
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	177 (19)	141 (19)	36 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	43 (9)	43 (9)	- (-)	4 (2)

(注) 業績連動報酬として取締役に対して業績連動の給与を支給しております。

業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当期の連結経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、経営指標として重視し、経営活動全般の利益を表すものであり、貢献度を図る上での観点等から選定しております。

業績連動報酬の算定方法は、当期の連結経常利益に係数（1.39%）を乗じた金額になります。

なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は、1.（9）財産及び損益の状況の推移に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役谷謙二氏の兼職先である日本冶金工業株式会社と当社とは特別な関係はありません。

監査役石黒訓氏の兼職先である佐川急便株式会社、森下仁丹株式会社、株式会社ソフトウェア・サービスと当社とは特別な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	辰 野 守 彦	当期開催の取締役会12回全てに出席（出席率100%）し、議案審議等につき、弁護士として企業法務等に関する高度な知見の観点から必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	礪 貝 英 士	当期開催の取締役会12回全てに出席（出席率100%）し、議案審議等につき、金融機関で培われた豊富な経験、見識と財務及び会計に関する高度な知見の観点から必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	谷 謙 二	当期開催の取締役会12回の内11回に出席（出席率91.6%）し、議案審議等につき、幅広い知見及び非鉄金属業界の長年の経験から必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	野 澤 密 孝	当期開催の取締役会12回の内11回に出席（出席率91.6%）し、また当期開催の監査役会12回の内11回に出席（出席率91.6%）し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	石 黒 訓	当期開催の取締役会12回全てに出席（出席率100%）し、また当期開催の監査役会12回全てに出席（出席率100%）し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。

④当社の親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額 該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

有限責任監査法人トーマツ 43百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

有限責任監査法人トーマツ 43百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告を受け、前期の監査遂行状況、当該期の監査計画の内容、監査時間、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、独立性等について問題があり、適正な職務の遂行に支障があると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ各社の取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、経営の基本方針に則った「行動指針」、「倫理規範」に基づき、その理念及び精神を役職者をはじめとするグループ会社全使用人に周知・徹底することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とし、企業の社会的責任（CSR）を全社員が自覚することに努める。また、管理部を担当する役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として、管理部がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたり、内部通報者保護制度の構築等を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、取締役会等の会社機関の意思決定に係る文書は法令・社内規程に基づき保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役は、常時、これらの情報を閲覧することができるものとする。

③ 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 損失の危険の管理については、当社の「リスク管理室」の機能を強化し、当社及びグループ各社が抱えるリスクの管理について必要な見直し・対応の検討、そのための研修の実施等を行うこととする。

取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

イ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長執行役員指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ厳正な対応を行い、被害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

④ 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定期的に開催するほか、適宜臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役及び執行役員出席による経営会議を毎月1回以上開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定し、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役は業務分掌に基づき業務を執行する。なお、経済状況の変化等に対しては迅速かつ適正に対処する。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 「関係会社管理規程」に基づき、子会社等の経営管理指導及び計数管理は当社の各担当部門の責任者が行う。なお、当社代表取締役社長執行役員と子会社代表者との間での「トップ診断」を通じ、子会社の管理目標設定等の摺り合わせを行い、年2回以上の会合を実施することを通じて子会社の事業活動及び業績の管理を行い、各社が自主性を発揮しつつ、事業目的の遂行と安定成長を図るための指導・育成を図ることとしている。
- イ. 子会社には当社から取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正を監視できる体制としている。
- ウ. 子会社は当社の監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査結果は当社の代表取締役及び監査役に報告する体制とする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役会の判断により、必要に応じてその業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとする。また、その人事等については、独立性を保つように取締役と監査役が意見交換を行う。

⑦当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ア. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求め、自ら調査することができるものとする。
- イ. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議の他、業推会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
- ウ. 当社は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、当社監査役への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を定め、当社グループ内において周知徹底する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は、代表取締役、会計監査人、監査室及びグループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。
- イ. 当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求した時は、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社及びグループ各社は、社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力とは取引関係及びその他いかなる関係も持たないとのグループ倫理規範を掲げている。その倫理規範に基づき、一切の関係遮断のために、直接的なアプローチのほか、機関紙購入や一方的な送付、寄付金・賛助金の支出、クレーム及び示談金の要求、広告掲載、口止め料、株主総会関係等による間接的なアプローチに対しても、警察当局等と連携しながら毅然たる対応で行動するものとしている。

これらにもかかわらず、反社会的勢力とは知らずに、当社の意に反して何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消することとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む7名で構成し、社外監査役2名を含む監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務の執行を監督しております。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、役員の派遣、定期的な内部監査を通じて子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、原則月1回の監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行っております。さらに取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人と対話を行い、監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議の他、業推会議その他の重要な会議に出席し、必要な場合は説明を求めています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	105,519	流 動 負 債	56,881
現金及び預金	6,379	支払手形及び買掛金	10,256
受取手形及び売掛金	52,861	短期借入金	41,684
商品及び製品	18,639	未払金	1,851
仕掛品	183	未払法人税等	586
原材料及び貯蔵品	21,227	未払消費税等	89
その他	6,231	未払費用	1,359
貸倒引当金	△3	賞与引当金	283
		その他	769
固 定 資 産	33,160	固 定 負 債	9,735
有形固定資産	26,014	長期借入金	6,435
建物及び構築物	10,045	役員退職慰労引当金	10
機械装置及び運搬具	9,345	退職給付に係る負債	367
工具、器具及び備品	515	リース債務	132
土地	4,072	資産除去債務	298
リース資産	1,660	繰延税金負債	2,342
建設仮勘定	375	その他	148
無形固定資産	151	負債合計	66,616
投資その他の資産	6,994	純 資 産 の 部	
投資有価証券	5,070	株 主 資 本	63,052
長期貸付金	1	資本金	6,346
退職給付に係る資産	1,028	資本剰余金	8,863
繰延税金資産	362	利益剰余金	49,179
その他	841	自己株式	△1,337
貸倒引当金	△310	その他の包括利益累計額	8,194
		その他有価証券評価差額金	1,917
		繰延ヘッジ損益	△24
		為替換算調整勘定	5,889
		退職給付に係る調整累計額	412
		新株予約権	142
		非支配株主持分	672
		純資産合計	72,062
資産合計	138,679	負債・純資産合計	138,679

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		262,671
売上原価		249,643
売上総利益		13,027
販売費及び一般管理費		8,408
営業利益		4,619
営業外収益		
受取利息	84	
受取配当金	177	
為替差益	274	
技術指導料	10	
鉄屑売却益	135	
その他の	307	989
営業外費用		
支払利息	1,235	
有形売却損	6	
持分法による投資損失	63	
その他の	136	1,440
経常利益		4,167
特別利益		
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	1,261	
受取補償金	66	1,337
特別損失		
固定資産除売却損	117	
過年度付加価値税等	149	266
税金等調整前当期純利益		5,238
法人税、住民税及び事業税	1,853	
法人税等調整額	226	2,080
当期純利益		3,158
非支配株主に帰属する当期純損失		86
親会社株主に帰属する当期純利益		3,244

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,346	8,863	48,770	△1,337	62,643
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△2,835	－	△2,835
親会社株主に帰属 する当期純利益	－	－	3,244	－	3,244
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	409	△0	409
当 期 末 残 高	6,346	8,863	49,179	△1,337	63,052

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	1,554	31	3,125	131	4,842	142	741	68,370
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	－	△2,835
親会社株主に帰属 する当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	3,244
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	362	△56	2,763	281	3,352	－	△68	3,283
当 期 変 動 額 合 計	362	△56	2,763	281	3,352	－	△68	3,692
当 期 末 残 高	1,917	△24	5,889	412	8,194	142	672	72,062

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	55,042	流 動 負 債	33,356
現金及び預金	1,787	支払手形	2,284
受取手形	6,799	買掛金	4,231
売掛金	29,153	短期借入金	20,455
商品及び製品	12,453	1年内返済予定の長期借入金	2,889
原材料及び貯蔵品	3,809	リース債務	1
短期貸付金	0	未払金	1,327
未収入金	834	未払法人税等	464
その他	203	未払費用	905
固 定 資 産	26,857	与引当金	203
(有形固定資産)	(9,456)	設備関係支払手形	428
建物	3,196	その他	165
構築物	987	固 定 負 債	6,431
機械及び装置	2,427	長期借入金	5,531
車両運搬具	127	リース債務	1
工具、器具及び備品	166	資産除却債務	236
土地	2,478	繰延税金負債	513
リース資産	2	その他	148
建設仮勘定	69		
(無形固定資産)	(122)	負債合計	39,788
電話加入権	7	純 資 産 の 部	
借地権	35	株 主 資 本	40,075
ソフトウェア	76	(資本金)	(6,346)
建設仮勘定	1	(資本剰余金)	(8,833)
その他	0	資本準備金	2,400
(投資その他の資産)	(17,278)	その他資本剰余金	6,433
投資有価証券	3,982	(利益剰余金)	(26,232)
関係会社株式	11,258	その他利益剰余金	26,232
関係会社出資金	1,166	圧縮積立金	0
長期貸付金	1	別途積立金	2,000
前払年金費用	424	繰越利益剰余金	24,231
長期前払費用	46	(自己株式)	(△1,337)
差入保証金	219	評価・換算差額等	1,892
その他	188	(その他有価証券評価差額金)	(1,917)
貸倒引当金	△8	(繰延ヘッジ損益)	(△24)
		新株予約権	142
資産合計	81,899	純資産合計	42,111
		負債・純資産合計	81,899

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		150,783
売 上 原 価		144,788
売 上 総 利 益		5,994
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,734
営 業 利 益		2,260
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,302	
技 術 指 導 料	184	
受 取 地 代 及 び 家 賃	99	
為 替 差 益	5	
鉄 屑 売 却 益	106	
そ の 他	269	1,967
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	311	
減 価 償 却 費	44	
そ の 他	41	397
経 常 利 益		3,830
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	
受 取 補 償 金	66	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,261	1,331
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	107	107
税 引 前 当 期 純 利 益		5,055
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,262	
法 人 税 等 調 整 額	67	1,329
当 期 純 利 益		3,725

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金
当 期 首 残 高	6,346	2,400	6,433
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	－	－	－
圧 縮 積 立 金 の 取 崩	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－
当 期 末 残 高	6,346	2,400	6,433

	株 主 資 本				株主資本合計
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
	そ の 他 利 益 剰 余 金				
	圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	2	2,000	23,340	△1,337	39,185
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△2,835	－	△2,835
圧 縮 積 立 金 の 取 崩	△1	－	1	－	－
当 期 純 利 益	－	－	3,725	－	3,725
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	△1	－	891	△0	889
当 期 末 残 高	0	2,000	24,231	△1,337	40,075

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,554	31	1,586	142	40,914
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△2,835
圧 縮 積 立 金 の 取 崩	－	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－	3,725
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	362	△56	306	－	306
当 期 変 動 額 合 計	362	△56	306	－	1,196
当 期 末 残 高	1,917	△24	1,892	142	42,111

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社大紀アルミニウム工業所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 畑 憲二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河 越 弘 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大紀アルミニウム工業所の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大紀アルミニウム工業所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社大紀アルミニウム工業所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 畑 憲二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河 越 弘 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大紀アルミニウム工業所の2023年4月1日から2024年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社大紀アルミニウム工業所	監査役会				
常勤監査役 森	川	芳	光	㊟	
常勤監査役 谷		敏	夫	㊟	
社外監査役 野	澤	密	孝	㊟	
社外監査役 石	黒		訓	㊟	

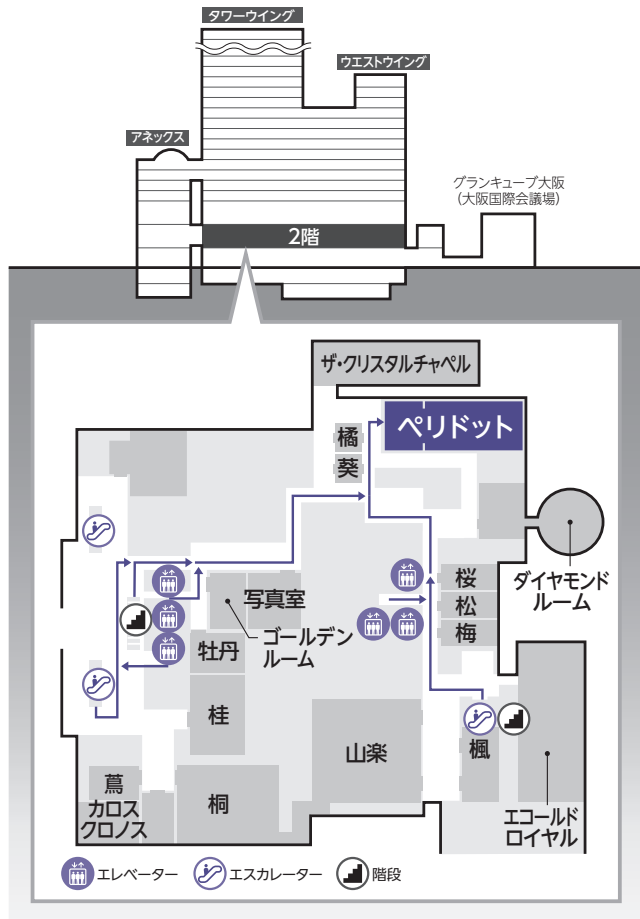
以 上

株主総会会場ご案内図

大阪市北区中之島5丁目3番68号

株主総会会場

リーガロイヤルホテル2階「ペリドット」



交通のご案内	《京阪電車》中之島線	「中之島」	駅下車 3番出口直結
	《JR》大阪環状線	「福島」	駅下車 徒歩約12分
	《JR》東西線	「新福島」	駅下車 2番出口より徒歩約11分
	《阪神電車》阪神本線	「福島」	駅下車 西3番出口より徒歩約11分
	《地下鉄》四つ橋線	「肥後橋」	駅下車 4番出口より徒歩約15分

※上記のほか、リーガロイヤルホテルのシャトルバス（JR大阪駅から約15分）もごさいますが、当日は大変混雑することが予想されますので、上記公共交通機関のご利用をおすすめいたします。なお、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。